

目の二重整形をしたいと思い、ネットの広告を見て美容クリニックを予約した。

カウンセリングで突然「ヒアルロン酸を注射すると鼻が高くなる。今日、二重の施術と一緒にやれば安くする」と言われた。分割払いで100万円の契約をしたが、希望通りの形にならなかった。施術代を返してほしい。



消費者庁イラスト集より

美容医療のトラブル 契約前にリスクの確認を！



ここが重要ベニ！！

- 美容医療は、医療機関で医師が行う美容を目的とした医療です。美容医療を受診する方が増える一方で、健康被害や契約トラブルに関する相談が寄せられています。
- 美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。施術を受ける前に、医師から施術内容や料金、効果やリスクなどについて、十分な説明を受けた上で判断することが重要です。
- 広告と異なる契約を勧誘されたり、契約を急かされたりしても、安易にその場で契約・施術をしないようにしましょう。
- 施術の内容や期間、金額によっては、クーリング・オフできる場合があります。困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE
にて毎月センター
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】
トラブル解決を支援する
情報が提供されています

